

六国史に見える七寺について

—七大寺・京下七寺・都下七寺・七箇寺をめぐって—

土橋 誠

1. はじめに

都城における寺院の存在が政府の政策として考えられるようになったのは、藤原京の造営に際してであることはこれまでの都城制の発展に関する研究によって明らかである。^(注1) 都城を計画する際にどのように寺院を配置するかは、重要な案件であった。

本来、わが国に仏教が伝わったのは6世紀のことであるが、寺院が建立され出すのは推古朝になってからである。7世紀、それも後半になって全国的な規模で寺院が建立されるようになったことは、文献上の記述だけでなく、発掘調査の成果によっても明らかになってきている。^(注2) この時期は、日本でも本格的な都城が整備される時期でもあり、仏教を律令国家の形成とともにどう政治的にも位置づけていくかという課題を負った時期でもあった。

その中で、7世紀末から8世紀はじめにかけては、藤原京・平城京といった中国をモデルにした都城が完成し、そこに寺院が建立されるようになる。都城内に建立された寺院は、地方各地に群立していた寺院とは異なり、中央政府の大官となるような大氏族がバックになったり、官そのものが主導して建立された寺院が多い。

このような中央寺院の中でも、平城京内及びその周辺に建立された七寺は、8世紀から9世紀頃には七大寺と呼ばれ、さらに後の時代になっても「南都七大寺」と呼ばれるほど、勢力を持った寺院であった。本稿では、山城国への遷都を契機として七大寺がどのような役割を持つようになったのかを中心テーマし、平城京内の七寺のみではなく、広く七寺がどのような役割を担っていたのかなどを考えてみたい。

このような点から、まず7・8世紀の寺院の存在形態として、政策的にどのようなときに寺院が史料上姿を見せるのか、また寺院で何を行っているのかなどを検証することで、その担った役割についてみておきたい。

2. 7・8世紀の寺院と七寺の成立

ここでは、7・8世紀の史料に見える七寺について考えてみる。この時期の寺院に関する史料は少ないが、付表1は、『日本書紀』・『続日本紀』を中心とする史料に見える七

寺である。この史料による限り、7世紀末から8世紀のはじめ頃は、七寺が固定されていないだけでなく、まず四寺が中心にでてくる。この時期は、都が飛鳥から藤原にかけて存在した頃で、わが国に本格的な都城が計画され、実施される時期に当たっている。

7世紀後半の段階では、大安寺(大官大寺)・弘福寺(川原寺)・元興寺(飛鳥寺)・豊浦寺・坂田寺が出てくるが、8世紀に入ると、尼寺の豊浦寺や坂田寺に代わって薬師寺が出てきて、この四寺が四大寺とも称せられるようになる^(注3)。しかし、^(注3) 持統4年7月条には、七寺とあって、具体的にはどこを指すのか不明ではあるが、この四寺は含まれていたことは推測できよう。都が藤原京に移された段階でも、やはりこの四寺が四大寺とも呼ばれ、国家の仏事を中心であったことは、次の付表からうかがえる。

ところが、平城京への遷都でこれまでとは状況が一変する。まず、藤原京から多くの寺院が新しい平城京へ移転したことである。しかも、薬師寺や元興寺については、平城京内に新たに寺院が造られたが、本の飛鳥や藤原京内にも寺院は存在し、本薬師寺、本元興寺とか呼ばれて存在し続けた。しかし、付表1に見える四大寺は、唯一平城京に移転しなかった弘福寺を除いては、新たに平城京に造られた方の寺院を指している。

このように、ほぼ8世紀前半の段階では四大寺を中心に動いていたが、中葉になり「七大寺」の文字が散見するようになる。初見は、『続日本紀』天平勝宝8(756)歳5月辛酉条で、「於七大寺誦經焉」とある記事である。これに続いて、聖武太上天皇の崩御に伴う仏事が七大寺で行なわれているのは、付表1にあるとおりである。また、天平宝字4(760)年閏4月丁亥条では、光明皇太后が「五大寺」に遣使しており、同年5月丁未条では「京内六大寺」で誦經させている。

こういった点からみれば、平城京内にある七大寺は、8世紀の中葉頃に成立してはいるものの、特定の仏事などを朝廷が催す場合、七大寺の内の五大寺、もしくは六大寺、あるいは七大寺すべてで行なわれたりしたことがわかる。それも七大寺としてあげられるのは、大安寺、薬師寺、元興寺、興福寺の四大寺に加えて、法隆寺、四天王寺、弘福寺のほかに、東大寺や西大寺の建立後はこれらも含めて適宜、七大寺と呼ばれていたようである。事実、平安時代以降に南都七大寺として総称される中に西大寺があるが、先に挙げた天平勝宝8歳の段階ではまだ建立以前でもあり、七大寺と称してはいても後世のように一定でなかったようすがうかがえる^(注4)。このようなことからすれば、この九か寺の内、先の時代から続く四大寺以外は、どれが七大寺に入るかは、その時々状況によって替わったようで、必ずしも一定しなかったことが推定されよう。

以上述べたように、8世紀になると、平城京への遷都で仏事に使用される寺院が大きく異なり、前半では四大寺が中心になり、中葉以降七大寺が成立したことは确实である。し

付表1 7・8世紀の七寺関係史料一覧

番号	年次	西暦	内容	備考	出典	所在地
1	天武14.9	685	爲天皇體不豫之、三日誦經於大官大寺川原寺、飛鳥寺、因以稻納三寺、各有差	天武天皇不予に伴う	日本書紀	飛鳥
2	朱鳥元.12	686	奉爲天淳原瀛真人天皇設無遮大會於五寺、大官、飛鳥、川原、小墾田豊浦、坂田、	天武天皇崩御に伴う	日本書紀	飛鳥
3	持統4.7.14	690	以絶絲綿布奉施七寺安居沙門三千三百六十三、別爲皇太子奉施於三寺安居沙門三百廿九、	天武天皇崩御に伴う	日本書紀	飛鳥
4	大宝2.12.25	702	設齋於四大寺、	持統上皇崩御に伴う	続日本紀	藤原・飛鳥
5	大宝3.1.5	703	奉爲 太上天皇、設齋于大安、薬師、元興、弘福四寺、	持統上皇崩御に伴う	続日本紀	藤原・飛鳥
6	大宝3.2.11	703	是日當 太上天皇七七、遣使四大寺及四天王、山田等卅三寺、設齋焉、	持統上皇崩御に伴う	続日本紀	藤原・飛鳥
7	大宝3.3.10	703	詔四大寺讀大般若經、度一百人、	?	続日本紀	藤原・飛鳥
8	大宝3.7.13	703	令四大寺讀金光明經、	?	続日本紀	藤原・飛鳥
9	慶雲4.6.16	707	以三品志紀親王、正四位下犬上王、正四位上小野朝臣毛野、從五位下佐伯宿祢百足、從五位下黃文連本實等、供奉殯宮事、舉哀着服、一依遺詔行之、自初七至七七、於四大寺設齋焉、	文武天皇崩御に伴う	続日本紀	藤原・飛鳥
10	天平7.5.24	735	於宮中及大安、薬師、元興、興福四寺轉讀大般若經、爲消除災害、安寧國家也、	消除災害、安寧國家に伴う	続日本紀	平城
11	天平8.7.14	736	詔曰、比來、太上天皇寢膳不安、朕甚惻隱、思欲平復、宜奉爲度一百人、都下四大寺七日行道、(下略)	元正上皇不予に伴う	続日本紀	平城
12	天平16.11.13	744	甲賀寺始建盧舍那佛像體骨柱、天皇親臨、手引其繩、于時種々樂共作、四大寺衆僧僉集、襯施各有差、	甲賀寺盧舍那仏体骨柱に伴う	続日本紀	平城
13	天平17.5.4	745	遣大膳大夫正四位下栗栖王於平城薬師寺、請集四大寺衆僧、問以何処爲京、僉曰、可以平城爲都、	遷都のことを聞く	続日本紀	平城
14	天平17.5.8	745	地震、於大安、薬師、元興、興福四寺限三七日令讀大集經、	地震に伴う	続日本紀	平城
15	勝宝8.2.25	756	天皇幸智識、山下、大里、三宅、家原鳥坂等六寺礼佛、	行幸	続日本紀	河内
16	勝宝8.2.26	756	遣内舍人於六寺誦經、襯施有差、	行幸	続日本紀	河内
17	勝宝8.5.4	756	於七大寺誦經焉、	元正上皇崩御に伴う	続日本紀	平城
18	勝宝8.5.8	756	太上天皇初七、於七大寺誦經焉、	元正上皇崩御に伴う	続日本紀	平城
19	勝宝8.5.15	756	二七、於七大寺誦經焉、	元正上皇崩御に伴う	続日本紀	平城
20	宝字4.閏4.28	760	仁正皇太后遣使於五大寺、每寺施雜菓二櫃、蜜缶一缶、以皇太后寢膳乖和也	皇太后不予に伴う	続日本紀	平城

21	宝字4.5.18	760	於京内六大寺誦經、	皇太后不子に伴う	続日本紀	平城
22	宝亀元.8.8	770	是日自 天皇崩、爰登一七、於東西大寺誦經、	称徳天皇崩御に伴う	続日本紀	平城
23	天応元.12.29	781	當太行天皇初七、於七大寺誦經、自是之後、每値七日、於京師諸寺誦經焉、	光仁天皇崩御に伴う	続日本紀	平城

かし、九か寺のうちの七つが七大寺と呼ばれていたことは確かで、七大寺がどの寺院であるといったような完全な固定化は行なわれておらず、その時々に応じて四大寺に三つの寺院が加えられて呼ばれたことが推定できる。

3. 9・10世紀の七寺

本来なら、長岡京遷都のことは8世紀の中で扱うべきであるが、お膝元の寺院を仏事で利用することからすれば、大和国から山城国への遷都はその状況を一変させるはずなので、この章では長岡京遷都以降を取り扱うことにする。

長岡京遷都以後、これまでみられなかった寺院の記載方法が出現する。これまで、寺院での仏事は、天皇・太上天皇・皇太后・皇后・皇太子の病気に伴って行なわれることが最も多かったが、9世紀以降もその傾向は続いている。ただ、仏事の行なわれる場所に記述に変化がみられる。平城旧京の七大寺で仏事が行なわれるときは、「平城七大寺」とか単に「七大寺」と出てくる。それに対して、今までみられなかった寺院として、「京下七寺」・「都下七寺」・「京城七箇寺」・「七ヶ寺」・「七ヶ仏寺」といった表現で出てくる。

これらの内、「京下七寺」・「都下七寺」・「七ヶ寺」は、これまで特に考察されたことがなく、漠然と平城旧京の七大寺のことと考えがちであった。しかし、林 陸朗氏は、「京下七寺」に関し、『続日本紀』の注釈書の中で長岡京内の寺院を指すのではないかと疑問を投げかけた^(注5)。また、中山修一氏を始め、長岡京跡の発掘調査を担当している人々を中心に、これまでも長岡京内の寺院であることを述べてはこれ^(注6)、先の林氏の『続日本紀』の注釈書では、長岡京内の乙訓寺や宝菩提院廃寺などの七ヶ寺であろうとする解釈がようやく定着しつつある^(注7)。しかし、この問題については、特にこれまで取り上げてあまり検討されたことはなかった。私も、この問題を、『長岡京市史』本文編の中で若干扱った^(注8)が、紙幅も限られていて意を尽くせなかったので、もう一度ここで考えることにしたい。

まず、何を目的にして仏事がこれらの寺院で行なわれたかをみる。付表2によれば、仏事を中心は誦経であり、それも病氣平癒に伴う誦経がもっとも多い。次に、死去に伴う誦経である。これらの対象は、天皇・太上天皇・皇太后・皇太子などの天皇権力を行使している立場の人に対して行なわれているということが出来る。誦経の場所は、問題にしている

付表2 9・10世紀の七寺関係史料一覧

番号	年次	西暦	内容	備考	出典	所在地
24	延暦9.9.3	789	於京下七寺誦經、爲皇太子寢膳乖適也	皇太子の病氣に伴う	続日本紀	長岡?
25	延暦14.7.18	795	遣使七大寺、檢校常住見僧尼、		類聚国史	平城?
26	延暦15.11.14	796	始用新錢、奉伊勢神宮、賀茂上下二社松尾社、亦施七大寺及野寺、(下略)	新錢の使用に伴う	日本後紀	?
27	延暦17.6.14	798	定僧綱并十「五」大寺(大安、元興、弘福、薬師、四天王、興福、法隆、崇福、東大、西大)三綱寺鎮等從僧并可宛童子食事	?	類聚三代格	
28	延暦17.7.28	798	勅、平城舊都、元來多寺、僧尼猥多、濫行屢聞、宜令正五位下右京大夫兼大和守藤原朝臣園人便加檢校、	?	類聚国史	
29	延暦23.12.25	804	聖體不豫、遣使平城七大寺、齋綿五百六十斤誦經、又賑恤舊都飢乏道俗、	?	日本後紀	平城
30	延暦24	805	有勅除官寺外、諸建立寺皆悉破却、寄附東大寺、	?	略記抄・清水流記	
31	弘仁3.12.2	812	調綿一萬五百屯施七大寺常住僧并内供奉十禪師、	?	日本後紀	平城?
32	天長10.6.7	833	分遣被七条、綿七百屯於七寺、轉經薰修、(下略)以祈翌日之瘳	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安?
33	承和元.8.20	834	遣使平城七大寺、始自當日一七日夜、令轉讀大般若經、(其由不詳)	?	続日本後紀	平城
34	承和4.9.4	837	聖躬不豫、差之御藥、頒遣中使、誦經於七ヶ寺、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安?
35	承和5.7.25	838	令七大寺僧卅口於紫宸殿、限三ヶ日講仁王經一百卷、以怪異也、	怪異のため	続日本後紀	平城?
36	承和5.9.10	838	頒使七大寺誦經、以聖體未復康平也、寺別御被一條、以宛布施、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平城?
37	承和6.4.17	839	誦經于都下七寺、以天皇不豫也、」勅頒幣於松尾、賀茂上下、貴布祢、丹生川上雨師、住吉諸社、令祈霽雨、又限七箇日、令讀仁王經於十五大寺、兼通城外崇山有驗之寺同俾轉經、並自春迄今不雨也、	天皇不予に伴う雨が降らないことに伴う	続日本後紀	平安と平城
38	承和6.6.16	839	勅、頃縁旱涸、頒使祈雨、頗似有應、未能普潤、宜請七大寺僧於東大寺、三日三夜間、令稱讚龍自在王如來名号、	祈雨に伴う	続日本後紀	平城?
39	承和7.5.14	840	修後太上天皇初七、誦經於京邊七ヶ寺	淳和上皇崩御に伴う	続日本後紀	平安京近辺
40	承和7.10.21	840	分遣御被、誦經於京下七寺、以聖躬不豫也、	仁明天皇不予に伴う	続日本後紀	平安
41	承和8.10.4	841	天皇不豫、遣使誦經都下七寺及平城七大寺焉、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安と平城
42	承和8.10.27	841	聖躬不豫、分遣使者、誦經都下七寺、皇太子親王以下五位已上、就左右陣頭候之、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安
43	承和12.5.12	845	聖躬不豫、皇太子及群臣皆侍衛、遣使七寺誦經、以綿爲布施、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安?

44	承和15.5.7	848	聖體不豫也、頒使七寺、同時誦經、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安？
45	嘉祥元.10.14	848	聖躬不豫、遣使誦經於京城七箇寺、	天皇不予に伴う	続日本後紀	平安
46	嘉祥元.11.3	848	下野国言、薬師寺者、天武天皇所建立也、體製巍々、宛如七大寺、資材亦巨多矣、(下略)	？	続日本後紀	平城？
47	嘉祥2.10.23	849	太皇太后復以錢五十万、賑恤京中飢民又以新錢四十貫文、誦經七大寺及梵釋崇福、延曆等寺、爲復祈冥翊也、	天皇の40歳の讚	続日本後紀	平城？
48	嘉祥3.2.13	850	以綿七十屯、誦經京邊七ヶ寺、	天皇不予に伴う？	続日本後紀	平安
49	嘉祥3.3.10	850	遣使誦經京城七ヶ寺、	？	続日本後紀	平安
50	嘉祥3.3.27	850	晏駕之後、初盈七日、仍遣使於近陵七ヶ寺、以修功德、	天皇崩御に伴う	文徳実録	山陵近辺
51	嘉祥3.4.5	850	遣使於七ヶ寺、修二七日御齋會、每寺公卿大夫并内舍人内堅等 兩人、	天皇崩御に伴う	文徳実録	平安？
52	嘉祥3.4.12	850	遣使於七ヶ佛寺、修三七日御齋會、如前日儀、	天皇崩御に伴う	文徳実録	平安？
53	嘉祥3.4.19	850	遣使於七ヶ佛寺、修四七日御齋會、如前日儀、	天皇崩御に伴う	文徳実録	平安？
54	嘉祥3.4.26	850	遣使於七ヶ佛寺、修五七日御齋會、如前日儀、	天皇崩御に伴う	文徳実録	平安？
55	天安2.9.3	858	大行皇帝晏駕之後、始盈七日、遣使於近陵諸寺、各修功德、自此以後、每值七日、於京邊諸寺、修轉念功德、	天皇崩御に伴う	三代実録	平安と近陵
56	天安2.9.7	858	安置十僧於近陵山寺、四十僧於廣隆寺合五十口、始自今日、至于四十九日、轉經念佛、安置沙弥廿人於陵邊、晝夜結番、修大佛頂三昧、期年之後、當令得度、宣 詔内外云、期年之過密、雖從易月之制、率土黔黎、須有心喪、宜禁飲宴作樂美服、	天皇崩御に伴う	三代実録	近陵
57	天安2.10.16	858	延五十僧於廣隆寺、修文徳天皇七々日御齋會、公卿已下會集、又分頭遣使於近陵諸寺、修轉念功德、	天皇崩御に伴う	三代実録	近陵
58	天安2.10.17	858	便請廣隆寺五十僧於東宮、限以三日、轉讀大般若經、廣隆寺四十僧、近陵寺十僧、始自御葬明日、至于四十九日、讀經念佛、頻日所請、即便是也、	天皇崩御に伴う	三代実録	近陵
59	貞觀2.6.16	860	分遣使者近京諸寺、修轉念功德、緣御體乖和也、	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺
60	貞觀3.4.13	861	勅、緣皇太后御願、安祥寺年分度三人外、奇住寺中七大寺僧、每年一人、請用維摩最勝兩會聽衆一人預堅義(下略)	皇太后の御願による	三代実録	平城？
61	貞觀3.5.16	861	請諸大寺僧六十口於御在所、轉讀大般若經、限三箇日訖、祈甘雨也、	雨ごいのため	三代実録	平安と平城か？

62	貞観5.7.27	863	勅以新錢一千貫文、施入諸大寺、充修理料、中宮鐵一千廷加宛同料、東大寺興福寺、元興寺、藥師寺、西大寺各錢百貫、鐵百廷、延曆寺、新藥師寺各錢卅貫、鐵卅廷、豐浦寺、本元興寺、招提寺、天王寺、崇福寺、知識寺各錢廿貫、鐵廿廷、梵釋寺、比叡西塔院、東寺、西寺各錢十五貫、鐵十五廷、	新錢の施入のため	三代実録	平安と平城か？
63	貞観7.正.4	865	去年陰陽寮奏、明年可有兵疫之災、近日天文博士奏、應警兵事、於是、勅僧綱曰、防災未萌、延慶將來、誠是佛法之力、經王之功也、宜一七日間令十五大寺奉讀大般若經、其所攝諸寺、金剛般若經、	兵乱を避けられたため	三代実録	平安と平城か？
64	貞観8.閏3.1	866	召集京城貧窮者於鴨河邊、以新錢五万文、飯二千五百裹頒給焉、於近京四十三ヶ寺、轉讀金剛般若經、般若心經、	新錢による	三代実録	平安京近辺か？
65	貞観8.4.5	866	於近京十六箇寺及近江國梵釋寺、崇福寺等、限以三日、轉讀金剛般若經、般若心經、		三代実録	平安京近辺か？
66	貞観8.10.27	866	於近京四十三寺、轉讀金剛般若經、般若心經、以消伏災禍也、	消伏災禍祈願のため	三代実録	平安京近辺か？
67	貞観9.11.29	867	勅曰、…宣告天下諸國、三日齋潔、令奉讀金剛般若、及摩訶般若、又命七大寺、講演仁王般若、以内舍人爲使、	天文告変による	三代実録	平城？
68	貞観10.4.3	868	遣使於近京十七箇寺修功德、依天皇聖體不豫也、	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺か？
69	貞観10.4.16	868	遣使十箇寺、轉念功德、令能登國司、延廿僧於氣多社、讀金剛般若經千卷、祈帝病平復也、	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺か？
70	貞観10.12.5	868	勅遣使者於近京四十箇寺、平城四十箇寺、修轉經功德、親錢寺別有數、賀皇太后春秋盈四十、以袴餘筭也、	皇太后四十歳の祝賀に伴う	三代実録	平安京近辺と平城
71	貞観17.2.11	875	分遣使者於近京及平城諸寺、修善諷誦以内藏寮後院錢宛其囑物、		三代実録	平安京近辺と平城
72	元慶元.6.12	877	令京城側近諸寺讀經、祈雨也、	祈雨のため	三代実録	平安京近辺
73	元慶元.8.15	877	分遣使中使於四十九寺修功德、		三代実録	不明
74	元慶2.4.29	878	設一百講座、說仁王般若經、京師始自御在所、至于聖神寺卅二、畿内及外國六十八、其咒願文曰、(下略)		三代実録	不明
75	元慶4.7.3	880	先是、令七大寺及諸定額寺、轉經請雨	祈雨のため	三代実録	平城？
76	仁和元.5.23	885	先是、彼寺座主權僧正法印大和尚位遍照牒稱、…夫諸宗僧等、受戒之後、配入七大寺、遊學三乘教、此寺年分僧、獨未有本寺、冀隨其意樂、入延曆寺及七大寺、以兼學諸宗、謹請處分、		三代実録	平城？
77	仁和2.8.18	886	天皇聖體不豫、太政大臣及諸公卿侍宿殿上、遣使者於近京諸寺、修轉念功德	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺
78	仁和2.10.4	886	天皇聖體不豫、分馳使者於近都諸寺、修功德奉祈之、	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺
79	仁和2.10.5	887	帝病未損、親王公卿皆侍、亦於諸寺轉經、	天皇不予に伴う	三代実録	平安京近辺

「七寺」・「七大寺」などの寺院がほとんどではあるが、中にはこれらの寺院から僧侶を呼んで宮中で経典を読ませている例もある。

このように、仏事の目的からみる限りは、天皇・太上天皇や三后・皇太子に対する病氣平癒・追善供養といったことであるので、平城旧京の七大寺の利用のされ方と、「京下七寺」・「都下七寺」は変化がない。むしろ、桓武朝以後、9世紀には平城旧京の七大寺と、「京下七寺」・「都下七寺」が平均的に利用されているようである。また、「京下七寺」・「都下七寺」だけではなく、「近陵七ヶ寺」とか「京辺七寺」といったように、京内の七寺、平城旧京の七寺とを問わず、七つの寺院が常にセットになって出てきている点に注意する必要がある。むしろ、これらの七か寺については、個々の具体的な寺院の名称などは不明であるが、政策的に「七寺」、すなわち、寺院が七つあるべきと意識されていたことだけは考えられよう。したがって、政策の面からみる限りは、平城旧京の七大寺もほぼ同じ目的で使用されたのである。本郷真紹氏の言葉を借りれば、「国王擁護^(注9)の目的」ということができよう。

次に、「京下」・「都下」の語義について考えてみる。「近陵七ヶ寺」・「京辺七寺」は明らかに京域外の寺院を指し、それぞれ「天皇陵の近辺にある七寺」、「都城の近辺にある七寺」のことであるが、「京下」・「都下」はどうであろうか。「都下」は、都の内という意味で、京内と同義語と考えてよかろう。「京下」の方は六国史上では、延暦9年9月丙寅条と承和7年10月癸亥条の2例しかない。いずれも、「京下七寺」とあって、病氣平癒のための誦経を命じた内容である。元来、「京下」・「都下」の「下」には、「地、土地」、「下方」といった意味があり、「京下」・「都下」で「京内、都城内」の意味になる。したがって、字義から解釈する限り、「京下七寺」は「都下七寺」、「京城七箇寺」と同義であって、いずれも長岡京内、平安京内にあった寺院を指していることになる。ただ、具体的にどの寺院を指すかは、本稿の目的ではなく、また史料もないため現時点では不明としておきたい^(注10)。

その他、「七ヶ寺」・「七ヶ仏寺」は、史料の表現上は明らかに「七大寺」とは区別しているので、平安京内の七寺か近陵の七寺の可能性が高い。ただ、嘉祥年間を境にして、9世紀後半になると、史料では近陵の諸寺や平城旧京の七大寺は見えるものの、京内の七寺は六国史の上では姿を消している。しかし、『扶桑略記』延長4(926)年12月19日条によれば、「奉爲太上天皇増寶壽、京邊七箇寺、南京七大寺、修御誦經、施用絹六百疋布六千端、京七寺、東寺、西寺、延暦寺、東塔、仁和寺、以上五所、絹各百疋、淨福寺、圓城寺二所、各五十疋、七大寺、東大寺、興福寺、元興寺、大安寺、藥師寺五寺、布各千端、西大寺、法隆寺二寺、各五百端、其使、七寺遣四位大夫等、七大寺遣五位侍從仰事由、」と

あって、何らかの形で京内の七寺も意識され続けたことがうかがえる。しかも、この史料によれば、誦経を行なう上で、京辺の七寺や平城旧京の七大寺が寺院の中では中心的な位置を占めていたこともうかがえる。このときは、遣使が京辺の七寺と南京の七大寺に対して行なわれただけで、京内の七寺には布施があったにすぎない。このことは、すでに10世紀前半になると、天皇及び太上天皇、三后、皇太子のために誦経を行なうという「都下七寺」の役割がごく普通のことになっていて、ことさら取り上げて記録に載せる必要のない状態になっていたことを示すようである。また、六国史の上では貞観年間になってようやく「十五大寺」が見えるが、すでに延暦25(806)年4月25日官符で「應令十五大寺毎年安居奉講仁王般若經事」とあるように、すでに延暦年間から何らかの形で十五大寺と呼ばれるような状況にはなっていたようである^(註11)。

それにもまして、七か寺がいわゆる「国王擁護」のために誦経されることは撰関期にもみられる。たとえば、『左経記』の長元9(1036)年4月26日条には後一条天皇の初七日の法要のことが見えているが、そこには「常住寺、仁和寺、圓教寺、廣隆寺、東寺、西寺、法成寺」が七寺として記載されている。ところが、同じ後一条天皇の法要にもかかわらず、五月条に見える七寺は付表3にあるようにならばつきがあり七寺が一定していない。中には、五寺でしか誦経がなされていない例すらある。このことは、かつての平城京時代の七大寺と同じく、京内の七寺はそのときどきに応じて七寺が決められていたことを示している。このように、寺院の絶対数が増えると、その時の状況に応じて七か寺が選ばれたとみてよかろう。

以上、述べてきたように、平城京から都が長岡京や平安京に遷されて以降、何らかの理由で平城京にある七大

付表3 『左経記』に見える七寺

寺とは別の七寺が政策的に長岡京の段階で設けられたようである。しかも、平安京遷都以後もこの方針が堅持されており、新たに京内に七寺が設けられたばかりか、天皇の追善供養のため陵墓の近辺にも七寺が設けられたようである。むろん、陵

番号	日時	七か寺	備考
1	延長5.12.26	東寺、西寺、佐比寺、八坂寺、野寺、出雲寺、聖神寺	延喜式卷33の七寺孟蘭盆供養料として見える七寺
2	長元9.4.26	常住寺、仁和寺、圓教寺、廣隆寺、東寺、西寺、法成寺	初七日御誦経、別に珍皇寺で誦経
3	長元9.5.1	法性寺、圓教寺、法興院、珍皇寺、慈徳寺、円融院、法成寺	二七日御誦経
4	長元9.5.8	圓教寺、珍皇寺、慧心院、積善院、醍醐寺、法成寺	三七日御誦経
5	長元9.5.15	圓教寺、圓成寺、延暦寺、同積迦堂、勝蓮華院、嘉祥寺、法成寺	四七日御誦経
6	長元9.5.22	極楽寺、圓教寺、法性寺、禅林寺、雲林院、浄土寺、法成寺	五七日御誦経
7	長元9.5.29	石山寺、浄土寺、崇福寺、珍皇寺、法成寺	六七日御誦経、5か寺

辺の七寺が新造であるかどうかは別のことである。このように、長岡京の遷都に際して、七寺を設けるという点に関して、平安京遷都以後の政策の出発点になったといえよう。

4. 官寺の展開

これまでは、付表1・2に示した六国史の史料を中心に七寺のあらわれ方を中心に述べてきた。その結果、新たな七寺が8世紀の末、長岡京遷都を契機として設けられたことを推定した。そこで、本章では、寺院政策の出発点となった光仁・桓武朝の仏教政策、特に官寺の展開について考えてみたい。

光仁朝は、前代の孝謙・称徳朝の道鏡による仏教偏重政策を改めた時期といわれてきた。事実、光仁天皇の即位直後に、その是正のため、極めて異例な政策を遂行したという見解がある^(注12)。実際、光仁朝の政策では、官司の統廃合をはじめ、緊縮財政政策が一般的にとられている。事実、寺院については、宝亀11(780)年には、秋篠寺に食封を与えたといったような記事がある反面、食封給付は禄令に基づき、一代限りのものとするとの詔書が出されている。また、七大寺に対しては、食封が給付されないといった政策がみられる。これらの政策面からみる限り、光仁朝の緊縮財政政策がある程度寺院関係にも及んでいたとみてまちがいなさう。

また、寺院の造営についても、次の桓武朝に入ってから、京外の寺院では梵釋寺を除いては行なわれていない^(注13)。また、造法華寺司や造東大寺司などの官司が廃止されている。さらに、延暦17(798)年には、大安寺、元興寺、弘福寺、法隆寺、崇福寺、東大寺、西大寺を官寺として、新たに寺院のランクを定め、延暦24(805)年には官寺以外の寺院を破却して東大寺に寄付を行なっている。むろん、延暦24年の記事は、『扶桑略記抄』所引の「清水流記」にしか見えない記事であるため、史料的にも問題があり、必ずしも史実とはいいがたい面がある。しかし、少なくとも桓武朝になっても、光仁朝以来の緊縮財政政策が寺院関係については継続されていることだけは確認できよう。

一方、僧尼に対しても桓武朝は一つの画期になっている。元来、わが国の仏教では僧尼集団の自律性が相対的に低く、国家による統制色の強かったことがこれまでも指摘されていた^(注14)。特に、戒律に基づいて僧尼が自律的に活動することは基本的には認めない方向をもっていた。しかし、称徳朝には僧尼に対する統制が一時的にゆるみ、道鏡政権下における法王や法参議のような形態まで出現した。それに対して、やはり光仁朝では僧尼に対する統制は強化され、律令国家がめざした僧尼政策を体現しようとしてきた。まず、即位直後の宝亀元(770)年10月には、僧綱の奏請で、僧侶に山林寺院での読経や悔過を解禁している。これまでは、僧尼に対して寺院以外での活動を基本的には禁止していたわけで

あるから、一面では統制の解除のように見えるが実態はそうではない。政策的には、藤原仲麻呂政権下の天平宝字2(758)年に10年以上の山林修行者に得度を許した例はあったが、天平宝字8(764)年になって再び全面的に禁止されている。宝亀元年の政策は、その全面的な改定となる。特に、僧尼の山林修行の面にしぼってみれば、次の桓武朝になっても、延暦2(783)年には国分寺僧の補充に際し、厳しい試練を課したり、国師を減員したとともに、僧尼自体の質の向上をめざした政策と理解する^(注15)説に賛成したい。

その他、延暦10(791)年には、延暦3(784)年に命じた寺院や王臣家による山野独占の禁止が実行されているかどうかを調査したり、同14(795)年には七大寺に使者を派遣して僧尼を検察させたりしている。特に、後者の例は、明らかに僧尼そのものの統制であるが、前者は寺院が独自の財産を所有することを禁止した内容にすぎない。先に述べたように、これまでにも、統制策として、寺院が所有する食封の規定を厳しくしたり、政府が設けていた造寺司などの寺院建立のための官司を廃止した例はある。この寺院による山野独占の禁止にしても、寺院本来の活動とは別の経済的な活動に対して統制がなされているにすぎない。むしろ、寺院は8世紀を通じて私に建立するのを禁止し、従来の寺院を定額寺などの政策を通じて官寺化していったにもかかわらず、^(注16)国分寺建立と時期を同じくして山林寺院が建立されるようになった。^(注17)このことは、山林修行の場としての寺院が新たに必要となってきたことを示すのかもしれない。

5. 七寺の設置

今までみたように、光仁・桓武朝においては基本的には緊縮財政政策の中にあるにもかかわらず、七大寺以外にも七寺が新たに設けられたのである。このことの意味はどのようなところにあるのだろうか。井上光貞氏は、光仁・桓武朝の対仏教政策には、第一に財政上からくる僧尼・寺院の厳しい統制、第二に清浄な教団・僧尼の育成、といった二つの基調があると述べられた。^(注18)これまでみた点からも、この面は否定しがたい事実である。しかも、宝亀3(772)年3月に十禅師の制が設置されたことによって、本郷真紹氏が言われるように、「俗官統制の強化」で「団体擁護」の専門機関を設けて、称徳朝のような仏教に対する弊害を取り除くことになったのである。^(注19)

このような中で行なわれた長岡京への遷都は、寺院のあり方を問い直すきっかけになったことは確かである。藤原京から平城京への遷都のときは多くの大寺院が移転したが、長岡京への遷都に当たっては、これまでと異なる事情が生じていた。それは、遷都の前年の延暦2(783)年に出された注目すべき官符である。それによれば、「太政官符／禁斷京畿内諸國私作伽藍事／右奉勅、定額諸寺、其數有限、私自營作、先既立制、比來所司寬縱會

不糺察、如經年代無地不寺、自今以後、私立道場、及將田宅園地捨施、并賣易与寺、主典以上解却見任、自餘不論蔭贖決杖八十、官司知而不禁者亦与同罪。／延暦二年六月六日」とある。ここでは、単に定額寺の数に限りがあるため、私に寺院を建立することを禁止する内容になっているにすぎない。しかも、この史料自体は、『政事要略』所引の「私記」にも、「然則私不可有寺故」とあるように、平安時代の初期から注意されてきた法令であって、従来から私寺建立の全面的な禁止として捉えてきた^(註20)。また、井上満郎氏は、続く延暦4(785)年の僧尼の「里舎」への出入りを禁じた官符と一体で解釈され、その目的を僧尼の俗的活動の禁圧と捉えられた^(註21)。前章で述べたように、光仁・桓武朝の仏教政策は、律令の枠内での活動は保護するというものであったから、井上氏の言われるように、この法令もその線上にあることはいうまでもない。

ただ、注意すべき点は、延暦2(783)年の私寺建立の禁止が長岡京遷都の前年に当たっていることであろう。特に、京職や畿内諸国に対して、私立の寺院造営を禁止することは、遷都時に大寺院が新たに寺院を新都に建立して、寺号を移転するに際して大きな障害となる。官寺の場合、律令政府が許可さえすれば、問題なく移転できるはずであるが、この間の史料の中にはべつだん許可した形跡が見えないばかりか、むしろ、意図的に遷都に際して七大寺をはじめとする官大寺の移転を禁止しようとしたようにも見えるのである。もちろん、この法令自体は、長岡京遷都後の延暦11(792)年4月や同12(793)年2月にも勅行を促したように(『類聚国史』)、定額寺に田地が集中し、それが王臣家の私物と化するのを防止する意図のあったことは事実である。しかし、はじめてこの格が出された時期と平城京からの遷都の時期が重なることから、官大寺と定額寺の関係も念頭にあったことは否定できないであろう。

この延暦2(783)年6月10日官符によって、実質的に官大寺の長岡京への移転ができなくなったとすると、平城旧京と新都城内の寺院はどのような関係にあるのだろうか。この当時の僧尼は、原則的には平城旧京側で戒を受けるシステムになっていた。例得度や臨時得度を問わず、僧尼は得度を行ってから受戒をすることになっていた。鑑真が戒和上として招かれて以降、東大寺に設けられた戒壇院は、下野国や筑前国の戒壇院とともに制度的にシステム化されるようになった。そして、貞観7(865)年3月25日官符の中に、「伏檢舊例、先與度縁、次令入寺、……然後初聽受戒、……四月十五日以前定其受戒日、請集傳戒大小十師於東大寺戒壇院、依教法問十三難并十遮、然後令登壇受戒(下略)。」とあるように、延暦25(806)年の年分度者制の改革とも相まって、得度者は平城旧京の東大寺戒壇院で受戒しなければ、大僧にはなれなくなっている。むろん、弘仁年間には天台宗にも独自に戒壇院を設ける動きが出てきており、天長3(826)年には正式に天台宗の戒壇院建立

が認められている。これによって、平城旧京の教団組織によらずに僧尼の生産が可能になったが、長岡京遷都当時はまだ平城旧京での僧尼受戒が独占されていた時期になる。したがって、長岡京や平安京内にある寺院の僧尼も、平城旧京で受戒された僧尼であって、教学的には平城旧京の七大寺の影響下にあったとみななければなるまい。

以上のことから考えて、新たな七寺の設定も光仁・桓武朝政府のめざす宗教政策の枠内であって、そこで僧尼らが活動するべく設けられたことは確実である。新寺院を設けることは、財政的には大きな負担ではあるが、新都城を造営するという政策遂行の面からは、あくまで僧尼の「国王擁護」を目的とした活動のために設けられたといえよう。

6. おわりに

これまで述べてきたように、いわゆる南都七大寺とは別に平安時代の各史料に見えてくる「七寺」や「陵辺七寺」について検討してきた。本稿で述べた結論は、だいたい以下の点にまとめることができる。

- ① 8世紀に平城京内に設けられた寺院の内、国家が催す仏事での四大寺や七大寺の使用は、いわゆる「国王擁護」のためで、それは時代が移っても変わらなかった。また、七大寺の内、四大寺以外の三つは固定的ではなく、そのときどきに応じて加えられていた。
- ② 長岡京への遷都以降、平城旧京内の七大寺とは別に長岡京や平安京に七寺が政策的に設定されて、七大寺とともに「国王擁護」の目的のための仏事が行なわれた。しかも、その七寺は、常に七つの寺院が固定的に設けられたのではなく、やはり、そのときどきに応じていくつかの寺院から七つが選ばれて用いられた。
- ③ 新たな七寺は、光仁・桓武朝の仏教政策の一貫で設けられたものであり、あくまでも律令政府の期待した範囲内での仏教の役割を体現したにすぎず、桓武朝以後の新都城での模範的な活動を担う存在であった。
- ④ 新たな七寺は、完全に平城旧京から独立して存在したわけではなく、そこで活躍するのは、平城旧京で受戒した僧侶であって、教学的にはあくまで七大寺の影響下にあった。

以上が本稿でえられた結論である。論じ残した点も数々ある。特に、なぜ七大寺が七寺の設定に関して抵抗しなかったことをはじめ、七大寺も含めて寺院がなぜ七つであるのかといった根本的な点が未解決である。あるいは、経典などにその思想的な根拠があるのかもしれないが、中国や韓国の寺院のあり方と比較しながら、今後検討していきたい。今は、以上の点にとどめて、おおかたのご批判を蒙りたい。

(どばし・まこと＝当センター調査第1課資料係主任調査員)

- 注1 岸 俊男『古代宮都の研究』 岩波書店 1988、狩野 久『日本古代の国家と都城』 東京大学出版会 1990など。
- 注2 『扶桑略記』の持統6(692)年条には天下の諸寺は545もあったと伝えているが、発掘調査で各地で寺院跡らしき遺構が見つかっていて、7世紀後半になって爆発的に寺院が増えたことが指摘されている(稲垣晋也「古瓦よりみたる飛鳥・白鳳期の寺院」『古代の日本』9 角川書店 1971.10)。
- 注3 若井敏明「七・八世紀における宮廷と寺院」『ヒストリア』137 1992.12
- 注4 『続日本紀』1 岩波新日本古典文学大系12 348~349頁。
- 注5 林 陸朗注釈『完訳注釈続日本紀』 古典文庫82 現代思潮社 1988
- 注6 植田小太郎「長岡京址近傍出土の古瓦について」(『史想』5 紫郊史学会) 1956、小田桐淳「鞍岡廃寺の沿革」(中山修一先生古稀紀年事業会編『長岡京古文化論叢』 同朋舎) 1985.6
- 注7 前掲注5に同じ。
- 注8 『長岡京市史』本文編 (長岡京市)に掲載の予定。
- 注9 ①本郷真紹「日本古代の王権と仏教」『日本史研究』295 1987、②同「古代王権と宗教」『日本史研究』368 1993.4
- 注10 前掲注5・6では、いくらか寺院の比定を試みようとしているが、現時点では長岡京内にどの程度の寺院があったか全面的には明らかにはなっていないのが現状である。現在までもすでに七つよりも多く寺院の存在が推定されていることから、本文中でも述べたように、これらの内の七寺からある法会の時にはこの寺院というように、臨機応変に用いられた可能性が高い。
- 注11 中林隆之「護国法会の史的展開」『ヒストリア』145 1994.12
- 注12 池田源太「光仁・桓武朝の政治姿勢とその対仏情緒」『龍谷大学論集』389・390合併号 1969.5
- 注13 舟ヶ崎正孝「光仁・桓武朝仏教の一考察—梵釋寺創建をめぐる—」『大阪學藝大學紀要』A.人文科學第14號 大阪学芸大学 1966.2
- 注14 井上光貞『日本古代の国家と仏教』 岩波書店 1971.1、前編第2章。
- 注15 本郷・前掲注9①論文。
- 注16 井上・前掲書、前編第2章第1節。
- 注17 井上・前掲書、前編第2章、第4章。
- 注18 井上・前掲書、前編第4章第1節。
- 注19 本郷・前掲注9論文。
- 注20 中川 修「平安初期の仏教と律令政治の変質—私寺建立禁止令の評価をめぐる—」『龍谷史壇』71 1976.9
- 注21 井上満郎「長岡京と寺院—延暦2年・延暦4年の2官符をめぐる—」・前掲注6書

なお、本稿を草するに当たり、以下の方々にご教示を賜わった(敬称略・順不同)。心から感謝を表したい。

若井敏明・榎村寛之・小山雅人・松井忠春・森島康雄